

2020年（令和2年）5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事、障がい者の虐待防止に関する事、
高齢者の虐待防止に関する事に係る個人情報を目的外に利用さ
せること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並び
にコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）5月11日付けで諮問（第966号）された住民基本台
帳に関する事、障がい者の虐待防止に関する事、高齢者の虐待防止に関する
事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本
人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

2020年（令和2年）4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない、と示され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ

の支援が行われることとなった。

また、令和2年度一般会計補正予算（第1号）等の変更において、全国全ての人々を対象とした特別定額給付金などを盛り込んだ国の補正予算案が2020年（令和2年）4月30日に可決され、本市においても福祉健康総務課が担当課となり、特別定額給付金を給付することとなった。

給付要件は、基準日である2020年（令和2年）4月27日において、本市の住民基本台帳に記録されていることであり、給付額は1人100,000円、申請受付時期は申請書の送付開始の2020年（令和2年）5月下旬から3か月を予定している。

この事業の実施に当たっては、事前に支給要件について審査できるようデータを作成しておき、迅速かつ的確な支給を行うことが求められているが、事務を担当する福祉健康総務課ではその取扱権限がないため、各関係課等が管理する個人情報をも目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

福祉健康総務課

イ 目的外に利用させる個人情報の項目

(ア) 住民基本台帳

基準日2020年（令和2年）4月27日において、本市の住民基本台帳に記録されている者、及びいずれの市区町村にも住民記録がないが、本市において住民登録の手続きを行い、住民票が作成された者の住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名、続柄、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、異動事由及び転出先住所

所管課 市民窓口センター

(イ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日2020年（令和2年）4月27日において、入所等措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

所管課 障がい福祉課

(ロ) 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日2020年（令和2年）4月27日において、入所等措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

所管課 地域包括ケアシステム推進室

ウ 個人情報を目的外に利用させる必要性について

本事業については、2020年（令和2年）4月20日に閣議決定され、2020年（令和2年）4月30日に国会で補正予算が成立している。

事業に必要な個人情報については、各関係課等が所有している情報であり、福祉健康総務課では取扱権限を有していないが、本事業は国全体で実

施される事業であり、事業の目的からも可能な限り迅速かつ的確な給付を求められていることから、福祉健康総務課で各関係課等が所有する個人情報を利用できるようにする必要がある。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

特別定額給付金の給付対象者は約437,000人（住民基本台帳に記録されている世帯主は約192,000人）と想定しており、通知すべき相手が多数であるため、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

なお、個人情報を目的外に利用させること伴う本人通知の省略については広報等で周知を図る。

(4) 利用させる個人情報の取扱いについて

各関係課等から福祉健康総務課に提供するデータのうち、住民基本台帳データについては、IT推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者及び高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者に関するデータについては、抽出ファイルの形式をCSVファイルとし、データの受渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については紛失することがないように施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。ファイルについてはパスワードを設定し、利用できる職員を限定する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められており、本市では特別定額給付金の給付対象者は約437,000人（住民基本台帳に記録されている世帯主は約192,000人）と想定していることから、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考ええる。

イ コンピュータ処理を行う情報と項目

(ア) 住民基本台帳

基準日2020年（令和2年）4月27日において、本市の住民基本台帳に記録されている者、及びいずれの市区町村にも住民記録がないが、本市において住民登録の手続きを行い、住民票が作成された者の住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名、続柄、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、異動事由及び転出先住所

(イ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日2020年（令和2年）4月27日において、入所等措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

(ウ) 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

基準日 2020年（令和2年）4月27日において、入所等措置がとられている者の住所、氏名、生年月日及び措置入所日

ウ 安全対策

(ア) 各関係課等から福祉健康総務課に提供されるデータのうち、住民基本台帳のデータについては、IT推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。

(イ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者及び高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者のデータについては、抽出ファイルの形式をCSVファイルとし、データの受渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については紛失することがないように施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。

(ウ) 提供されたファイルについては、パスワード設定を行うと共に、IT推進課に設置されているネットワークサーバ内にある給付管理システムに取り込み、使用する。ネットワークサーバにアクセスする際は生体認証を設定すると共に、給付管理システムにもパスワードを設定し、使用を所属長に許可された必要最小限の福祉健康総務課職員に限定する。

(エ) 媒体については管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネット等で管理し、データの使用終了後は速やかにデータを消去する。

(オ) 給付金業務終了後、提供されたファイルについては業務系端末のネットワークドライブから消去し、使用できないようにする。

(カ) 事務を行う執務室については、業務時間外は第三者が入れないよう施錠を行うと共にフロア全体を機械警備する。

(キ) やむを得ず紙に出力したデータについては、執務室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。

(6) 実施時期

2020年（令和2年）5月から2021年（令和3年）3月まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(7) 添付資料

ア 特別定額給付金給付事業実施要領

イ 特別定額給付金の支給対象者について

ウ 給付管理システム構成図

エ コンピュータ処理を行う情報と項目

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)まで

のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を利用させる必要性について、次のように述べている。

事業に必要な個人情報については、各関係課等が所有している情報であり、福祉健康総務課では取扱権限を有していないが、本事業は国全体で実施される事業であり、事業の目的からも可能な限り迅速かつ的確な給付を求められていることから、福祉健康総務課で各関係課等が所有する個人情報を利用できるようにする必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

特別定額給付金の給付対象者は約437,000人（住民基本台帳に記録されている世帯主は約192,000人）と想定しており、通知すべき相手が多数であるため、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、個人情報を目的外に利用させること伴う本人通知の省略については広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められており、本市では特別定額給付金の給付対象者は約437,000人（住民基本台帳に記録されている世帯主は約192,000人）と想定していることから、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であると考えられる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)ウの(ア)から(キ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

(ウ)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

(エ), (オ), (キ)

(ウ) データ媒体の安全性を高めるための措置

(ア), (イ), (ウ)

(エ) 日常的な安全対策

(エ), (カ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上